

梶原町特定事業主行動計画

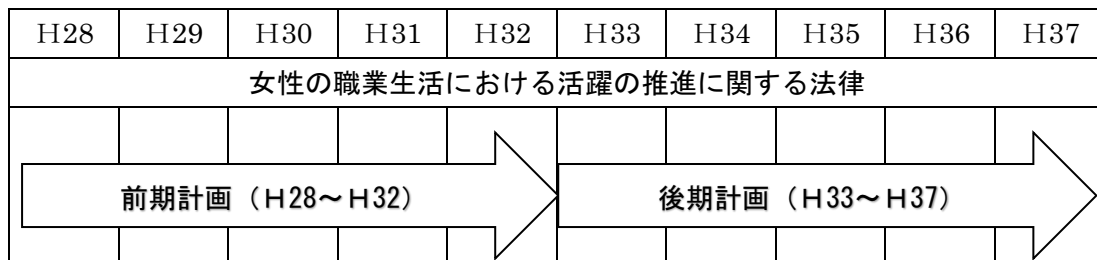
～ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・次世代育成支援対策推進法 ～

平成28年3月31日制定
平成29年3月31日改正
梶原町長
梶原町議会議長
梶原町教育委員会

本行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 第15条及び次世代育成支援対策推進法 第19条に基づき、梶原町長、梶原町議会議長、梶原町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の期間は、平成28年度から平成37年度までの時限立法（10年間）であり、本計画はその前半の平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とします。併せて、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の期間が、平成27年度から平成36年度まで延長されたことに伴い、この法に関する本計画期間の前半を平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間とし、この2つの行動計画を一体として策定します。



2. 計画推進に向けた体制整備等

梶原町では、組織全体で継続的に本計画を推進するため、安全衛生委員会において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3. 計画推進に向けた現状把握と数値目標

町長部局、議会事務局、教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

(1) 状況の把握

① 女性職員の採用割合

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
全体	13 人	6 人	11 人	13 人
うち女性	5 人	3 人	6 人	9 人
女性割合	38%	50%	55%	69%

② 勤続勤務年数の男女差

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
全体	13.6 年	12.6 年	12.1 年	11.7 年
男	13.6 年	11.7 年	11.7 年	13.4 年
女	13.7 年	13.3 年	12.5 年	9.9 年
差（男-女）	▲0.1 年	▲1.6 年	▲0.8 年	3.5 年

③ 超過勤務の状況

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
職員一人当たりの 時間外勤務時間	270 時間/年 22.5 時間/月	306 時間/年 25.5 時間/月	290 時間/年 24.2 時間/月	165 時間/年 13.8 時間/月

④ 管理職の女性割合及び各役職段階の職員の女性割合

全体	H22				H23				H24			
	男	女	計	女性 割合	男	女	計	女性 割合	男	女	計	女性 割合
課長・参事級	9	4	13	30.8%	10	7	17	41.2%	15	5	20	25.0%
主監・係長級	13	7	20	35.0%	10	6	16	37.5%	8	6	14	42.9%
主 幹	8	10	18	55.6%	6	13	19	68.4%	3	9	12	75.0%
上記以外	9	43	52	82.7%	13	36	49	73.5%	18	39	57	68.4%
計	39	64	103	62.1%	39	62	101	61.4%	44	59	103	57.3%

H25				H26				H27			
男	女	計	女性割合	男	女	計	女性割合	男	女	計	女性割合
14	5	19	26.3%	14	3	17	17.6%	14	1	15	6.7%
7	6	13	46.2%	7	13	20	65.0%	7	16	23	69.6%
2	12	14	85.7%	2	6	8	75.0%	1	1	2	50.0%
22	38	60	63.3%	25	39	64	60.9%	23	45	68	66.2%
45	61	106	57.5%	48	61	109	56.0%	45	63	108	58.3%

⑤ 男女別の育休取得率・平均取得期間

・育休取得率

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
男性	0%	0%	0%	0%
女性	100%	100%	100%	100%

・平均取得期間（平成 24 年度から平成 26 年度まで）497 日

・平均取得期間（平成 24 年度から平成 27 年度まで）378 日

⑥ 男性の配偶者出産休暇等の取得率・平均取得日数

・平成 26 年度 配偶者出産休暇取得率 0% 0 日

・平成 27 年度 配偶者出産休暇取得率 100% 2.0 日

⑦ 年次休暇等の取得率

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
取得率	11.1 日	7.9 日	8.4 日	8.7 日
消化率	28.1%	21.4%	23.4%	24.3%

(2) 最も大きな課題と目標設定

① 平成 33 年度までに、職員の年次休暇の平均取得率を、平成 26 年度の実績(8.4 日)より 2 割以上引き上げ、10 日以上にする。

② 平成 33 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を 65%以上にする。

4. 計画推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

- ① 平成 28 年度より、管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。
- ② 平成 28 年度より、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。
- ③ 平成 28 年度より、ワークライフバランス推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくりに取り組む。